

## 第5号議案 定款の一部変更について

定款の一部変更について、次のとおり承認を求める。

なお、定款変更認可申請にあたり、字句その他について行政庁の指導・助言がある場合には、定款変更の趣旨を変えない範囲において、その修正を組合長に一任する。

### 1. 主な変更理由

不祥事再発防止策の着実な実行にかかり、役員定数の適正化を図ることを旨とし役員定数の変更を行う。

### 2. 新旧対照表

新	旧
第5章 役職員 (役員の定数) 第27条 この組合に、役員として理事 <u>36</u> 人監事5人を置く。 2～4 [略]	第5章 役職員 (役員の定数) 第27条 この組合に、役員として理事 <u>48</u> 人監事5人を置く。 2～4 [略]
<p><u>附 則 [令和5年6月28日変更]</u></p> <p><u>1 この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、変更後の第27条第1項は、定款変更の認可後に任期の満了に伴う改選によって新たに就任する役員から適用する。ただし、補欠選任並びに第30条及び法第95条第2項の規定による改選並びに法96条の規定による決議の取消しによる選任が、役員全員にかかるときは、この選任によって新たに就任する役員から適用する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>[令和5年 月 日認可]</u></p>	<u>[新設]</u>

以上